平成２６年（フ）第９７１号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番14―1110号
債務者　遠矢　建嗣
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４４号
大阪府吹田市昭和町28番16号
債務者　平藤江美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５６号
大阪市生野区勝山南４丁目３番23―802号
債務者　金城柄義ことカネシロ商店こと　金　柄義
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８８号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番26―202号
債務者　有吉洋子こと　梁　　海淑
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１８号
大阪府茨木市耳原１丁目４番18号サンハイツ202号
債務者　奥田　石子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２４号
大阪府摂津市千里丘７丁目10番32―508号　千里サザンテラス
債務者　上田　初美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５９号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目８番３号前田マンション202号、前住所大阪府東大阪市横枕西５番５―209号ルナⅠ　209号室
債務者　大村　広志
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７０号
大阪市大正区平尾４丁目３番７号　電建ハウス201号
債務者　中井　一夫
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５００号
大阪市淀川区十三東１丁目１番14号　コンフォート片岡40Ｃ号
債務者　西　希久美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第０１５２８号
大阪市東成区大今里南３丁目３番７号ルビーマンション　５Ａ
債務者　黒田　芳孝（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３８号
大阪府守口市佐太中町３丁目７番４号
債務者　松村　　亙
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３９号
大阪府守口市佐太中町３丁目７番４号
債務者　松村　愛子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０号
埼玉県本庄市見福１丁目18番４号
債務者　青木奈々江
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３８号
岐阜県大垣市今宿３丁目212番地　桐山アパート１―Ｂ
債務者　原田　政人
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
岡山県倉敷市水島東千鳥町２番11―906号
債務者　品川　直紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
岡山県倉敷市福井165番地７
債務者　野口恵美江
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
千葉県八街市八街い241番地24
債務者　櫻井　　章
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３２号
千葉県八街市八街い241番地24
債務者　櫻井亜矢乃
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部